

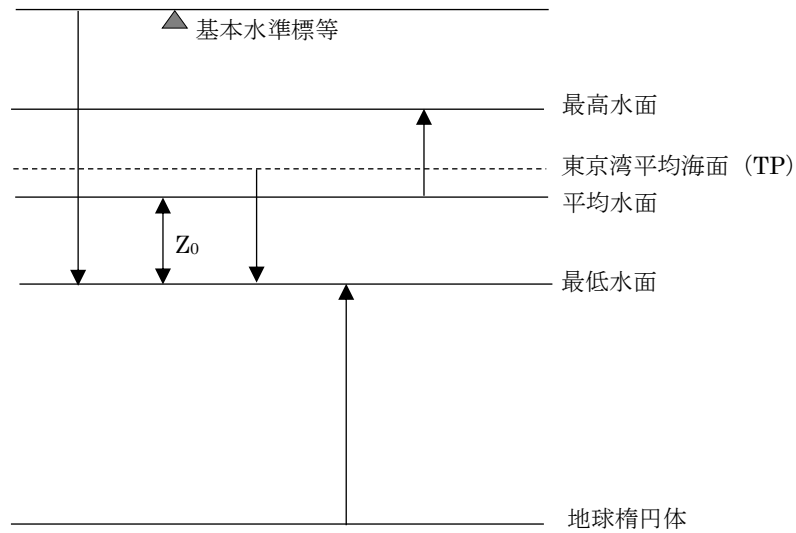
平均水面、最高水面及び最低水面一覧表

この表は、水路業務法施行令（平成 13 年政令第 433 号）第 1 条及び平成 14 年海上保安庁告示 103 号に基づき、閲覧に供するものである。

【解説】

1. 平均水面は、現地の長期間にわたる潮汐観測資料を平均して得られる面である。ただし、観測期間が短い場合には、季節的な変動を補正して決定される面である。
2. 最低水面は、潮汐観測資料から調和分解によって潮汐調和定数を求め、このうち主要四分潮（ M_2 , S_2 , K_1 , O_1 ）の振幅の和だけ平均水面から下げた面である。最低水面から平均水面までの高さを Z_0 という。
3. 最高水面は、平均水面から主要四分潮の振幅の和だけ上げた面である。
4. 本表では、上記各水面の高さを表示するため、最低水面の基本水準標等下の高さ、及び最低水面の平均水面下の高さ、最低水面の楕円体高*、最高水面の平均水面上の高さを表示している。
*楕円体高： 水路業務施行令第二条に既定する地球楕円体からの高さ。
5. **HBM** とは、海上保安庁が設置した水路測量標又はこれに準じる標のうち、最低水面の高さを示す標（基本水準標）である。
国土地理院 **BM** に関しては、国土地理院の水準点成果に基づき、可能な限り最低水面の東京湾平均海面（**TP**）下の高さを「**TP 下**」として表示した。
なお、「**TP 下**」の高さは、記載したときの水準点成果を使用しており最新でない場合がある。
6. 区分図によって Z_0 が定められている海域については、付図として、これらの区分図を掲載した。
7. 参考のため港則法に基づく特定港については港名を太字で記載した。
8. 本表の位置は世界測地系に基づいている。

9. 潮位関係図



10. 表示してある港湾等以外の平均水面の高さ（験潮器観測基準面上）は、次式により算出するものとする。

$$A'_0 = A'_1 + (A_0 - A_1)$$

ただし、 A'_0 ： 測量地の平均水面の高さ

A'_1 ： 同一期間の測量地における臨時潮汐観測の短期平均水面の高さ

A_0 ： 基準となる験潮所の平均水面の高さ

A_1 ： 同一期間における基準となる験潮所の短期平均水面の高さ